

東海 の 古 代

第198号 2017年2月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

九州古代史探訪旅行

その3

安城市 山田 裕

2. 謎の女神たち

(1) 天御中主

天御中主は、『記』だけに登場する女神で「造化三神」の最高神であるが、『紀』に記述はない。天御中主を連想させるのが『紀』が記す「イザナギとイザナミの夫婦喧嘩を仲裁する菊理姫」である。夫婦喧嘩を仲裁するのは、昔も今も世知にたけた年配者の仕事である。

したがって、『記』の記述とは逆に菊理姫は、イザナギ・イザナミより以前に誕生していた女神である可能性が濃厚である。菊理姫は、別名「白山比咩神」とも呼ばれ、白山信仰の対象であり、永平寺の守護神としても知られている。また、出雲の熊野大社は、ご祭神を「伊邪那岐日真名子加夫伎大神櫛御気野命亦の名を素戔鳴命」とし、配祀神として菊理姫命を祀っている。

百嶋由一郎氏（神社古代史研究家、～2013年）は、天御中主の亦の名を「白山姫」とであると指摘されている。多くの女神たちは、移動するたびに新たな名を獲得し、君臨していったようである。

同神を祀る神社の分布状況は、島根県が最も多く、次に京都府・奈良県・福井県・兵庫県と続く。出雲大社では別天津神の祭祀が古くから行われ、

本殿に御客座五神（造化五神）も一座として同祀が祀られている。吉備津彦神社は「造化五神・イザナギ・イザナミ外三神」が主祭神であるが、社伝によれば、古くは天之御中主神一座と伝えられている。

百嶋氏作成の「神々の系図」によれば、天之御中主の弟に「白川伯王」があり、博多山笠で名高い博多の鎮守社「櫛田神社」は、白川伯王の御子大幡主が主祭神として祀られている。白川伯王家（または白川家）は、代々神祇伯就任と共に「王」を名乗り、皇室の祭祀を司っていた伯家神道の家元であったが、室町時代に卜部氏の吉田兼俱が吉田神道を確立した以後は衰退した。現在の博多には、白川伯王の名残をとどめる「大博通り」が現存している。

(2) 與止日女神

同女神を祀る肥前国一宮の與止日女神社は、別名「河上神社」、地元では「淀姫さん」と呼ばれている。境内には、「白ナマズ」の石像が鎮座し、ご祭神について、同社の略記は二説を伝えている。

一は「八幡宗廟之叔母、神功皇后の妹（＝豊姫命）」、二は「竜宮城の乙姫、神武天皇の御祖母（＝豊玉姫命）」であるとしているが、『佐賀県神社誌要』の7頁には、「與止日女大明神」とあり、『三代実録』は「豫等比咩神」、『特撰神名帳』は「淀姫命」、『肥前国風土記』逸文の神名帳頭註には「豊^{ゆた}姫」と記されており、「豫等比咩神＝淀姫命、亦の名を豊姫」とするのが無難と思料する。

同神を祀る分布図は、佐賀県中部から長崎県本

土の北半に分布が集中し、ご祭神も「豊姫命」グループと「豊玉姫命」グループに分かれ、嘉瀬川流域は「豊玉姫命」が集中する特徴がみられる。

神功皇后の妹に関して、『記紀』は記していないが、前述した八幡古表神社並びに古要神社のご祭神は「息長帯姫命（神功皇后）・虚空津比売命」で、虚空津比売命は神功皇后の妹であると伝えられている。両神の配置から、あながち否定できないものがある。

『赤司八幡宮文書』（元大城小学校教諭野口治七郎氏編著、北野町教育委員会作成）の第四章に「皇后は縁故深い道中の当社に妹豊姫命を道中貴としてとどめられ、長く西海の鎮護として重要視されました。そのために当社を豊姫之宮と稱するようになったが、神明帳には止誉比咩神社とあります。」とあり、『高良玉垂神秘書』は、神功皇后の二人の妹の一人である豊姫が「河上大明神トナリ玉フ」とある。両史料が正しければ、與止日女の亦の名は「豊姫」ということになるが、虚空津比売命＝豊姫という史料は管見に見えない。

同社が祀る「ナマズ」の石像に注目すれば、同女神を信仰する政治集団は「ナマズをトーテム」としていた可能性を指摘できる。「ナマズ」をトーテムとする部族に古代の「呉人」がある。呉の習俗には「鯁冠鯁縫」があったとされている。訳は「ナマズの皮で縫った冠」である。三省堂『新漢和中辞典』によれば、「鯁」は、「ナマズ」・「ナマズの皮で冠を作る」とある。

この「ナマズ」をトーテムとする政治集団に関わる記事が『後漢書』倭伝の「会稽海外有東鯁人鯁音達奚反分爲二十餘國」の記事である。東鯁人とは「会稽の海を隔てた東の鯁人」で、彼らは二十余国に分かれて居住していたことを示している。

この二十余国とは、博多湾沿岸と有明海沿岸に展開した国々と推測される。博多湾沿岸には、福岡市西区今宿付近を流れる「鯁川」、福津市福岡の「なまずの郷」などがみられる。有明海沿岸では、「ナマズ」をトーテムとする「與止日女（＝豊姫）」を祀る神社群や嬉野市の豊玉姫神社があり、「大鯁」伝承の阿蘇地域もこの二十余国に含まれる。

（つづく）

韓国内陸行と持衰と生口

名古屋市 佐藤章司

1、はじめに

『魏志』倭人伝に記述されている、正始元年の魏使の来倭行路について、「韓国内陸行」との認識は既に『邪馬台国』はなかった』（古田武彦著、1993年、朝日新聞社）で知っていたが、『魏志』倭人伝の記事の中に、「持衰」と「生口」の記述がある。今回この「持衰」の考察から、魏の使者の梯 儁の行路は韓国内陸行で間違いのない、との認識を得たので報告する。合わせて特異に感じる「生口」についても記述する。

なお、参考資料として『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝—中国正史日本伝（1）—』（石原道博編訳、岩波書店、2005年）の訳注を使用し、出典については各々の中国史書の書名を記した。また、講談社学術文庫『日本書紀（上）全現代語訳』（宇治谷孟翻訳、講談社、1994年）を用い、講談社文庫版『書紀』として出典を示した。

2、持衰について

「持衰」について、『魏志』倭人伝に「その行来・渡海、中国に詣るには、恒に一人をして頭を梳らず、蟻蝨を去らず、衣服垢汚、肉を食わず、婦人を近づけず、喪人の如くせしむ。これを名づけて持衰と為す。」（46頁）と記述されている。

何故、陳寿はこの倭人の風俗である「持衰」について記述したのか、或いは記述できたのかと問えば、正始元年（240）に来倭した魏使の梯 儁の倭国帰国報告書類に記載されていて、それを利用したからであろう。

梯 儁は、この持衰を至近距離から見て観察した。その描写が「頭を梳らず、蟻蝨を去らず、衣服垢汚」である。そして、倭国の使者に「彼は何者ですか」と、問うたはずだ。その際に倭人の使者が応えて「持衰と言います。もし、行く者が吉善であれば、生口や財を与えますが、もし違って病気や災難にあえば、この持衰を殺します。不謹慎だと言う理由からです」と。このように魏使が直

接、持衰を見聞き記録を残して、始めて『魏志』倭人伝に「持衰」について記述することが出来た。

さて、魏使はどこで、この持衰を見たか？と聞けば帯方郡から韓国を歴て、韓国内を陸行して倭国の一国でもある狗邪韓国に到着後、倭人の船に乗船した時であろう。珍しさもあって、上のように倭人の使者に問うた。

これは、魏使の梯儁が狗邪韓国から倭人の船に乗って来倭したからである。別の角度から見れば、よく言われているように、魏使は帯方郡から倭国まで水行（船）して来たとするれば「持衰」など見る機会はなかったはずだ。韓国内陸路を辿って狗邪韓国に着き、そこから「持衰」のいる倭船に乗って来倭した。それを示すものが持衰の記述である。

3、生口とは

持衰の成功報酬として与えられた生口以外に、『魏志』倭人伝や『後漢書』倭伝に記述されている生口について考察した。

A：安帝の永初元年（107）、倭の国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う。

（『後漢書』倭伝57頁。アンダーラインは佐藤が加筆、以下同じ）

この記事について、古田武彦氏は次のとおり記す。

「旧百余国。漢の時朝見する者あり。」

右の「百六十人」が、倭国内の各国からの一名ないし二名の「代表者」であった場合、この「百余国（＝百三十～四十国）」の「朝見」と、ほぼ一致する。

（『倭弥呼』、古田武彦著、2011年、ミネルヴァ書房、286頁）

古田氏は、上の生口百六十人とは、『魏志』倭人伝の冒頭の「旧百余国」の代表者の数ではないかと述べられているが、この生口は献上と記されているのだから、倭国に帰国することはなかったのだろう。また、後述のDの記事にある「因って台に詣り、男女生口三十人を献上し、」（『魏志』倭人伝54頁）の時の生口三十人の献上も同様な運命下にあったものと思われる。そういう意味で代表

者とするには疑問が残る。

B：（景初二年（238））その十二月、詔書して倭の女王に報じていわく「…（略）…汝献ずる所の男生口四人・女生口六人・班布二匹二丈を奉り以て到る。…（略）…」

（『魏志』倭人伝51頁）

C：（正始四年（243））その四年、倭王、また使大夫伊声耆・掖邪狗等八人を遣わし、生口・倭錦・絳青縑・緜衣・帛布・丹・木狝・短弓矢を上献す。

（『魏志』倭人伝52頁）

D：耆与、倭の大夫率善中郎将掖邪狗等二十人を遣わし、政等の還るを送らしむ。因って台に詣り、男女生口三十人を献上し、白珠五千孔・青大勾珠二枚・異文雜錦二十四を貢す。

（『魏志』倭人伝54頁）

以上のB～Dのように記事がある中で、生口に関する諸説について、『魏志』倭人伝（47頁）の注に次のように解説がある。

諸説がある。中山（平）博士は日本の留学生、橋本博士は倭人の捕魚者、波多野氏・沼田博士は捕虜とした。市村博士は唐宋以前では人間・奴婢、以後では動物の意で、ここでは奴婢とされた。いわゆる生口論争は、はしなくも奴隸・捕虜、財産所有形態、生産技術などの諸問題へ展開した。

倭国から魏へ献上された生口は、生口と供に献上されている品目から比較検討してみても、この時代は侵略とか征服戦の盛んな世でもあるのだが、だからといって単なる戦利品としての戦争捕虜ではないだろう。例えば耆与の献上では倭国の特産品の白珠（真珠であろう）5千孔等や、男女の生口となっていることから玉作りの制作集団などの専門家集団ではなかろうか。献上品と共に、それらを生産し、管理する人間がセットで、中国（魏や晋）の地で生産可能という形で献上された。

この時代は物々交換が主流であるから「倭国から中国へ」の献上とは別に、他の国から倭国に献上品や生口もあったと想定される。

以下は、献上された「生口」と考えられる者を国内史料である『日本書紀』から検証した。

その一

応神天皇十四年（283）春二月条

百済王が縫衣工女を奉った。真毛津という。これが今の来目衣縫の先祖である。

（講談社文庫版『書紀』、217頁）

百済建国は346年であり、応神天皇十四年（283）に建国もしていない百済国との交流はあり得ず、当然の如く百済国王の名の記載もない。又、百済国との交流は倭国（九州王朝）であって、日本国（大和王朝）ではないという認識が必要だろう。この記事は、その一2、その一3も含めて『日本書紀』編纂者が九州王朝の史料から盗用して編集したものと考えられる。日本書紀の編年の「応神天皇十四年＝西暦換算で283年」は明らかにおかしい。だから、百済王名が書かれていない理由である。その一2の記事においても百済王名が書かれていないのは同じである。これは神功皇后四十年、「魏志にいう。正始元年、建忠校尉梯携を遣わして…」とあるように、『日本書紀』神功皇后四十年＝西暦240年としたための反古であり、実年代を復元する必要がある。

その二

応神天皇十五年（284）秋八月六日条

百済王は阿直岐を遣わして良馬2匹を奉った。…（略）…阿直岐に掌せて養わされた。

（講談社文庫版『書紀』、217頁）

『魏志』倭人伝に記す、Dの記事は、西暦266年のことであり、百済から馬が来た284年は張政帰国後18年後で、倭国には「その地には牛・馬・虎・豹・羊・鶴なし」と記され、馬を“なし”とする記事とは一致している。『日本

書紀』は細部においても『魏志』倭人伝の記事を取り入れ、「大和王朝＝倭」と歴史の虚構を作りだしている。

その三

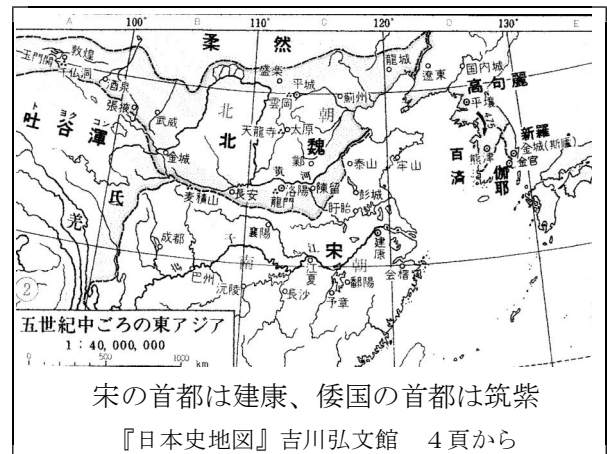
雄略天皇十四年（470）春一月十三日の条

身狭村主青らは呉国の使いと共に、呉の献った手末の才伎・漢織・呉織と衣縫の兄媛・弟媛らを率いて、住吉の津^{*1}に泊った。…（略）…衣縫の兄媛を大三輪神社^{*2}に奉った。弟媛を漢の衣縫部とした。

（講談社文庫版『書紀』、306頁）

『日本書紀』編纂者は雄略天皇が倭王武でないことを承知の上で『宋書』に合わせ「倭王武＝雄略天皇」とし、「宋＝呉」と変更を加え、あろうはずもない呉からの献上記事として記述している。（470年は倭王武の在位中にあたる。）

上に記した縫衣工女、阿直岐、手末の才伎、漢織・呉織、衣縫の兄媛・弟媛等々は中華思想的な用語で言えば「生口」だったのではなかろうか。



*1 佐藤注：住吉の津

博多湾岸に住吉神社がある。元々は穴門の山田邑にあり、住吉三神の上筒男・中筒男・底筒男を祀る。神功皇后の新羅出兵時の出発地の港のあったところ。住吉神社（筑紫）から、九州王朝滅亡後に撰津に住吉大社として移されたものと思われる。

*2 佐藤注：大三輪神社

奈良県には三輪神社・大神神社があるが、この神社が、大三輪神社か不明。『日本書紀』に神功皇后の新羅出兵時に大三輪神の社を建て、刀・矛を奉られたとある。神功皇后紀には、卑弥呼・耆与の記事や七枝（支）刀の記事があり、九州王朝の女王が取り込まれている。新羅出兵記事も九州王朝史書類からの盗用であろう。（本稿とは別に論じる）

スメラミコト ハツクニシラス天皇の考察

一宮市 竹嶋正雄

1. はじめに

わが国を始めた天皇を「ハツクニシラスミコト」と呼んでいるが、その表記には三通りある。それは、神武天皇を表す「始馭天下之天皇」と崇神天皇を表す「所知初国之(御真木)天皇」「御肇国天皇」である。この三通りの使用漢字の意味から神武と崇神を考察する。

参考資料は、角川文庫『新訂古事記』(角川書店、1977年)及び新編日本古典文学全集『日本書紀』①②③(小学館、1994、96、98年)を用いた。

それぞれ新訂『古事記』、新編『書紀』とした。

2. ハツクニシラスミコトの成立

記紀に於ける神武天皇と崇神天皇の称号は次のようである。

天皇名	古事記	日本書紀
神武	なし	始馭天下之天皇
崇神	所知初国之御真木天皇	御肇国天皇

上記から分かるようにハツクニシラスミコトと読めるのは、「所知初国之天皇」だけである。ところが書紀では「始馭天下之天皇」「御肇国天皇」の両方を「ハツクニシラスミコト」と読ましている。つまり、『古事記』が書紀に呼び名を押し付けているのである。

(1) 古事記は「水先人」

上記の事は、古事記が主導権を握った書紀の「水先人」とする根拠の一つである。『古事記』は簡略された天皇紀から出来ており、書紀はこれを指針として編纂されたと考える。

日本の歴史書の編纂は推古二十八(620)年に始まった。次の文である。

是の歳に、皇太子・島大臣、共に議りて、天皇記と国記、臣・連・伴造・国造・百八十部、併せて公民等の本記を録す。

(新編『書紀』②、576頁)

この時の天皇記と国記は乙巳の変(645)の時、蘇我蝦夷の館の焼失と共に焼失するところ、国記だけが船史恵尺によって救出された。その後、唐との国交再開を目指した天武天皇により国史編纂の詔が天武十(681)年に出された。

次の文である。

(三月)丙戌に、天皇、大極殿に御しまして、…(略)…、帝紀と上古の諸事を記定めしめたまふ。大島・子首、親ら筆を執りて録す。

(新編『書紀』③、407頁)

これが日本書紀編纂の始まりである。しかし、天武天皇は完成を見ることなく朱鳥元(686)年に崩御した。この事業は持統天皇が引き継いだ。その中、持統三(689)年二月二十六日に判事に任命された藤原朝臣史が台頭し、大宝元(701)年には大宝律令を撰定成立させるまでになり、名も藤原不比等となり、日本書紀編纂に大きく関与していた。

そして、和銅元(708)年正月十一日に正二位になった不比等は書紀編纂に支障ある前述の国記を含む各氏族の持つ書物の提出を命じた。

『続日本紀』にある、次の文である。

山沢に亡命し、禁書を挾蔵して百日首さぬは、復罪ふこと初めのごとくせよ

(『続日本紀』和銅元年正月の条)

これは、天武天皇が自分の出自隠しと皇位継承の正当性を示すことを日本書紀に託した意思を活かす為のものである。

和銅元年三月、右大臣になった藤原不比等は書紀編纂への関与を深め、自ら書紀のあり方示すことにした。これが、太安万侶と共に撰上した『古事記』である。

以上が、「水先人」とする根拠の二つ目である。因みに稗田阿礼とは不比等その人と考える。

(2) 記紀にある称号が意味するところ

① 所知初国之御真木天皇

古事記が表記する崇神天皇の称号が「所知初国之御真木天皇」である。この「所知初国」が「ハツクニシラス」である。この称号が意味するところを崇神記から推考する。

崇神記の〔將軍の派遣〕の段に次の文がある。

またこの御世に、大毗古命は高志の道に遣し、その子建沼河別命は東の方十二道に遣して、その服はぬ人どもを和平さしめ、また日子坐王は旦波の国に遣して、玖賀耳の御笠を殺らしめたまひき。

(新訂『古事記』、97頁)

これは、大毗古命を高志道へ、建沼河別命を東方十二道へ、日子坐王を旦波国へ派遣し平定させた記事である。崇神天皇は大和を平定し、その地を領有し、初めて国の形態を確立した。そのことをまだ従属していない東日本及び丹波の国へ三將軍を派遣して、知らせたのである。これが「所知初国」(初国知らず)である。

因みに、九州は本家であり、出雲国と吉備国は本家の同盟国であり知らせる必要がなかった。この初めての国家形態が政治的同盟評議会であり、各地の代表が集まった評議会は纏向遺跡にあった掘立柱建物等の大型建物で行われた。

この様に古事記は初めて大和の地に国を建てたのは崇神天皇であるとし、九州より大和に入り、そこを平定した神武天皇ではないとしている。つまり、〔畝火の白橿原の宮で天の下治らしめた〕が国家形態を確立し事に言及していないのである。

② 始馭天下之天皇

日本書紀が表記する神武天皇の称号が「始馭天下之天皇」である。この称号の読み方も「ハツクニシラス」の「スメラミコト」としている。しかし、この読み方は『古事記』の「所知初国」〔ハツクニシラス〕によるもので、この文字が持つ意味は別にある。

神武紀の次の文より、この文字が表記する意味を推考する。

辛酉年の春正月庚辰朔に、…(略)…。故、古語に称へて日さく、「畝傍の檀原に、…(略)…、始馭天下之天皇」とまをし、号けたてまつりて神日本磐余彦火火出見天皇と曰す。

(新編『書紀』①、233頁)

まず、「始馭」について検証する。

〔馭ギョ〕とは、学研漢和大字典によると、

- 馬をならして操る。
- 馬の操り方。
- 馬をならして操る人。
- 人民をなつて支配する。

である。

これ等のうち、神武紀での使用は、〔d. 人民をなつて支配する〕である。

神武即位前紀、戊午年三月の条～己未年二月の条で検証する。(新編『書紀』①、199～229頁)

*戊午の年

- 3月10日、河内国草香邑白肩津に到着した。
- 4月9日、東の胆駒山を越え入ったが、長髓彦に遮られた。流れ矢が五瀬命の脇に当たり、進撃が不可能になり、軍を草香津まで引き返した。
- 5月8日、軍は茅渟の山城水門に至った時に、五瀬命の矢創の痛みが甚だしくなった。更に、進んで紀国の竈山に到り、五瀬命は軍中で薨じた。
- 6月23日、軍は名草邑に至り、名草戸畔を誅った。そこから狭野を越え、熊野の神邑に到り、天磐盾に登り、軍を率いて進んだ。さらに手研耳命と軍を率いて進み、熊野の荒坂津に至って、丹敷戸畔を誅った。その時、神が毒気を吐き、兵士共々気を失った。この時、熊野の高倉下が武甕雷神の劍・節霊を天皇に進呈した。目覚めた天皇と兵士は進軍したが、山道は険しく行く道が無かった。この時、日臣命が大来目を率いて頭八咫鳥の後を追って行き、菟田の下県に達した。
- 8月2日、菟田県の魁帥の兄猾と弟猾を召したが、兄猾は来ず、弟猾が詣至る。天皇を襲おうとした兄猾は道臣命に殺された。その後、天皇は吉野の地を視察のために菟田の穿邑から巡幸した。吉野に至ったとき、井戸の中より出て来た人(国神の井光)がいた。身体が光り、尾があった。また、尾があつて磐を押し分けて出て来た者(磐排別の子)がいた。また、川に沿って西に行くと梁漁をする者(苞苴担の子)がいた。
- 9月5日、天皇は菟田の高倉山の頂に登り、国中を眺望した。その時、国見丘の上に八十梟帥がいた。また、兄磯城の軍が磐余邑に満ちてい

た。

その他、倭国の磯城邑に磯城八十梟帥がおり、高尾張邑(或本に葛城邑)に赤胴八十梟帥がいた。

vii. 10月1日、八十梟帥を国見丘で撃破り斬った。

その残党を忍坂邑の大室で一掃した。

viii. 11月7日、天皇は磯城彦を攻撃するために、兄磯城を召したが命令を受けなかった。使者の頭八咫鳥は弟磯城の家に行つて命を告げた。弟磯城は命に従い参上した。弟磯城に兄倉下と弟倉下を説得させたが、従わなかった。その後、兄磯城は黒坂で斬られた。

ix. 12月4日、天皇軍は遂に長髓彦を攻撃した。しかし、連戦しても勝つことが出来なかった。その時、金色の靈しき鴉が飛来して、弓の弦に止まった。長髓彦の軍卒は皆迷って、目が眩み、戦闘意欲をなくした。饒速日命は長髓彦を殺し、その軍衆を率いて帰順した。

*己未の年

x. 2月20日、層富^{そほ}の波^{をか}の^{かさ}の^きの丘岬に新城戸^{にひき}畔、和珥^{さかもと}の坂下^{とせほふり}に居勢^{ほそみ}祝^あと臍見^{はふり}の長柄^あの丘岬に猪祝^あという三処の土蜘蛛がいたが、帰順しなかつたので、軍隊を分け、遣わして皆誅伐させた。

高尾張邑に土蜘蛛がいて、風貌^{たけみじか}は身短く手足長く、侏儒と似ている。葛の網を作り、不意を襲って殺した。

以上のように、神武天皇は下線を引いた多くの人々を誅殺したり、帰順させたりした。つまり、[馭=人民をなつて支配した]のである。そして、[始馭=支配を始めた]事を示している。

次に、「天下」について検証する。

神武即位前紀己未年三月の条に神武の^{のりごと}令^ごがある。

我東征より茲に六年なり。頼に皇天の威を以ちて、兇徒は戮に就かす。辺土は未だ清らず、餘妖は尚梗しと雖も、中洲之地に復風塵無し。誠に、宜しく皇都を恢廓し、羣は大壮とすべし。…(略)…、宮室を經營みて、恭みて宝位に臨みて、元々を鎮むべし。…(略)…。然る後に、六合を兼ねて、以ちて都を開き、八紘を掩ひて宇と為さむこと、亦可からずや。夫れ、畝傍山の東

南の檀原の地は、蓋し国の塙区か。治むべし。

(新編『書紀』①、230～231頁)

神武の言葉の概略は次のようである。

兇徒は死刑に処しが、辺境はまだ鎮まっていな。残賊が道を塞いでいるが、大和国は風塵も立たないほど平静である。そこで、皇都を拡大して、構えの仕組みは大壮(君子の道が勝つ構え)にしよう。大宮を造つて、謹んで皇位に就き、人民を治めよう。然る後、天下(六合; 東西南北上下の六方向)を併合し、都を開き、全世界を統一して一軒の家のようにするのがよいだろう。畝傍山の東南の檀原の地は、大和国の塙区(山の麓に入りこんで、住むのに適した所)である。ここで治めよう。

以上のように、神武は大和国を平定し、ここを治めようと言っている。六合や八紘の文字があり、天下とか、全世界と言っているが、それは大和国を指すにすぎない。(学研漢和大字典参照)

従つて、「始馭天下之天皇」とは〔大和国を支配し始めた天皇〕であり、東国を含めた日本を統治し始めた天皇ではない。

③ 御肇国天皇

日本書紀の崇神天皇の称号の「御肇国天皇」も「ハツクニシラス」の「ヌラミト」と読まれている。この称号にある「肇国」の意義を推考する。

〔肇国〕とは、国をはじめる。国家をおこす。建国。である。(学研漢和大字典)

国家とは律令による統治形態である。では、日本書紀の編集担当者が大宝律令、或は大化改新の詔以前にこの考えを導入し、崇神天皇にこの「肇国」の称号を与えた理由を考察する。

崇神紀四年の条～十二年九月の条から抜粋し、検証する。(新編『書紀』①、269～287頁)

i. 崇神4年10月23日、惟、我が皇祖、諸天皇等の宸極を光臨しめししことは、豈一身の為ならむや。蓋し人神を司牧へ、天下を経綸めたまふ所以なり。

ii. 崇神6年、百姓流離へ、或いは背叛有り。其の勢、徳を以ちて治め難し。是を以ちて、晨に興き夕に惕り、罪を神祇に請みたまふ。

- iii. 崇神7年2月15日、…(略)…、今し朕が世に当りて^{しばしばわざはい} 数 災害有らむとは。恐るらくは、朝に^{よきまつりごと} 善 政 無くして、咎を神祇に取られるにか。盍ぞ、命神龜へて災を致す所由を極めざらむ。
- iv. 同年8月7日、…(略)…、大田田根子命を以ちて大物主大神を祭る 主 と為し、亦市磯長尾市を以ちて倭大國魂神を祭る主と為せば、必ず天下^{たひら} 太平ぎなむ。
- v. 同年11月13日、…(略)…、便^{すなは} ち別^{こと}に八十万の群^{もろかみたち} 神を祭り、仍りて天社・国社と神地・神戸を定めたまふ。是に疫病始めて^や 息み、国内漸^{やくやく} に謐り、五穀既に成りて百姓饒ひぬ。
- vi. 崇神9年3月15日、…(略)…、赤盾八枚・赤矛八竿を以ちて墨坂神を祠れ。亦黒盾八枚・黒矛八竿を以ちて大坂神を祠れ。
- vii. 崇神10年7月24日、群^{まへつきみたち} 卿に詔して曰はく、「民を導く本は、教化くるに在り。今し既に神祇を礼ひて、災害皆耗きぬ。遠^{おもぶ} 荒の人等、猶し正朔を受けず。是未だ王化に習はざるのみ。其れ群卿を選びて四方に遣し、朕が憲を知らしめせ」
- viii. 同年9月9日、大彦命を以ちて北^{くぬがみち} 陸に遣し、武渟川別を東^{うみつみち} 海に遣し、吉備津彦を西道に遣し、丹波道主命を丹波に遣したまふ。
- ix. 崇神11年4月28日、四道將軍、戎夷を平^{ひな} けたる状を以ちて奏す。是の歳に、異^{ことむ} 俗多に帰^{あたしくにひとさは} て国内安寧なり。
- x. 崇神12年3月11日、…(略)…、更^{おほみたから} に人^{かむが} 民を校^{このかみおとひと} へ、長^{つぎて} 幼の次第と課^{みつきえだち} 役の先後とを知らすべし」のりたまふ。
- xi. 同年9月16日、始めて人民を校^{またみつきえだち} へて、更^{おほ} 調^{ゆはず} 役^{たなすゑ} を科す。此を男の弭^{おほ} 調、女の手末調と謂ふ。是を以ちて、天神地祇、共に和^{あまな} 享ひて、風雨時に順ひ、百^{もものたなつもの} 穀用ちて成り、家給り人足り、天下大^{たいらか} きに平^{かれ} なり。故、称へて御肇国天皇と謂う。

以上の事から考察するに、崇神天皇の初期の統治形態は i ~ vi にあるように神祇を祭り、祈願することで、又は占いによることであった。それにより大和国は治まった。しかし、大和国以外はまだ服従していなかった。

そこで、vii・viiiにあるように大彦命ほか三人を

將軍として北陸、東海、西道、丹波に派遣した。そして、ixのごとく四道將軍は各担当地区を平定し帰還報告した。遂に近畿と四道を平定した崇神天皇は戸籍を整備して、租税を公課する詔を出した。

つまり、律令による統治形態ができあがり、これを讃えて「御肇国天皇」の称号が与えられたのである。

3. 真のハツクニシラスは誰か

『記紀』共に近畿政権の始まりを神武天皇とするように物語を開始しているが、神武、崇神に与えられた称号を考察すると近畿政権、即ち政治的同盟評議会政権は崇神天皇より始まっている。

(1) 神武天皇の称号

『記』には神武の称号はなく、『紀』には「始馭天下之」天皇とある。これは、神武が大和に入国するにあたって、多くの人を誅殺し帰順させ、[大和の人民をなつて支配した]天皇であることを示している。それにもかかわらず、「始馭天下之」を「ハツクニシラス」としている。これは、神武を建国天皇であるとする為であるが、誤りである。

そして、物語は神武の即位をBC660年の辛酉の年として、その後に奈良盆地南西の葛城あった葛城王朝を取り入れ縦継にして同一王朝とした。

(2) 崇神天皇の称号

① 『記』での称号

「所知初国^{しち}之」天皇とは、大和国が鎮^{しん}ま^つった事を北陸、東海、丹波に將軍を派遣し、知^ちら^せた事を示している。これが「ハツクニシラス」である。つまり、真の「ハツクニシラス」は『記』の崇神である。そして各地の代表が纏向に参集して、政治的同盟政権の樹立となった。

また、この將軍の派遣は『記』では三道であるが、『紀』では西道を入れ四道としている。これは『紀』において天武天皇の出自を隠す為に、敢えて西道・九州を入れたものである。

② 『紀』での称号

「御肇国」天皇とは、大和国が治まり、四道に將軍を派遣し、各地に近畿政権への参加を促し終えた崇神が戸籍を整備し、租税を公課し、初めて律令による統治形態を作った事を示している。

つまり、〔国をはじめた・建国した〕天皇である事を示している。

(3) 三つの称号の真の意味

神武の「始馭天下」、崇神の「所知初国」「御肇国」の三つの称号が持つ真の意味を考えてみる。

『記紀』の物語は神武から始まり、葛城王朝を縦継に入れ、これを一つの神話的王朝としている。この後に崇神王朝を配し、万世一系の系譜を作りあげた。

しかし、この三つの称号が持つ意味は近畿政権の生い立ちを示していると考えられる。即ち、「始馭天下」→「所知初国」→「御肇国」の順の生い立ちを読み取ることができ、この三つの称号が一つになって初めて国を建てた事を示していると考ええる。

三つの称号を『記』の称号の「ハツクニシラス」に統一して読ましているのはその為である。

これから考えるに神武天皇と崇神天皇は同一人物であると思われ、近畿政権は崇神天皇より始まったと考える。つまり、神武は崇神と同一で系譜を引き伸ばす為に作られ、独自に営まれていた葛城王朝も取り入れられ物語が作られたのである。

知多半島の塩からみる律令時代の租税制度の実態と考察

一宮市 畑田寿一

奈良文化財研究所の木簡データベースを検索すると、知多半島から平城京に送られた塩の荷札を複数発見することができる。

- ・尾張国智多郡番賀郷花井里丸部龍麻呂調塩三斗神龜四年 (727)
- ・尾張国智多郡郷贄代郷調朝倉里戸主和尔部色夫智塩三斗天平元年 (729)
- ・尾張国知多郡富具郷里野間里塩三斗
- ・尾張国多知郡贄代郷丸部刀良三斗大宝3年 (703)
- ・尾張国知多郡郷贄代里和尔泥慈調塩三斗

「たばこと塩の博物館」の資料によると、木簡の本数が最も多いのは若狭 (40) であり、以下、周防 (16)、尾張 (11)、紀伊 (11) と続き、塩の四大産地であったことが伺われる。

律令制度は最初に大宝律令 (702年) が、次に養老律令 (757年) が施行されるが、今回は730年頃の実態を考察してみたい。

1 知多半島での製塩の歴史

知多半島への製塩技術は3世紀末に瀬戸内海から紀伊半島を経由して伝わったとされている。製法は海草に塩水を掛けて濃縮し、更に製塩土器を使って煮詰める方法であった。土器は焚火に刺し込むための角が下部につけられており、その角が長いのがこの地方の土器の特徴でもあった。

製塩土器のタイプは次の時代別に3種類に分けられる。

- ・3世紀末～5世紀初 初期製塩土器で底の角が短い。上浜田遺跡 (東海市) で出土している。
- ・5世紀～7世紀 土器が大型化 (20) し、底の角が大きくなる。
- ・8世紀～ 土器が小型化 (10) し、製塩が盛んになる。この時代の塩が納税された。

しかし、12世紀になると塩の製法が塩田+塩釜方式に切り替わったが、当地方ではなぜか対応できず、製塩事業が衰退した。

2 大宝律令の頃の税制

律令制度における税制は「租、膺、調」が基本であり時代ごとに少しずつ変わって来たが、730年頃は概ね次のとおりである。

(1) 租

口分田に対する税で1段に対して稲2束2把を地方の国衛 (国府) に収めた。

(ほぼ収穫の3%にあたる。)

(2) 膺

使役義務で正丁が中心であり、都での10日間の使役、または麻布1尺3寸が課せられていた。(次丁は半分)

(3) 調

「租」が地方税であるのに対して「調」は国税であり、人頭税であった。布による納税が基本で、絹布の場合1疋 (5丈1尺) で6人分とされた。布

以外での納税も認められており、塩の場合3斗が1人分とされた。(次丁は半分)

納税方法は納税者が都まで運ぶことが義務付けられており、その間の費用は納税者が負担する必要があった。知多の納税時期は旧暦8月中旬から10月30日と定められており、取り入れの農繁期と重なるので、農民にとっては大きな負担になった。

(4) 兵役

正丁4人に1人を徴集。1人当たり10日とした。防人などは遠隔地のため3年間連続勤務した。

(5) 雑徭

地方の公共事業に60日間従事。米などで代替え可能。(次丁は半分。795年からは30日になる。)

3 塩が調の納税物に選ばれた理由

3斗の塩は現在の1斗2升(21.60)にあたり、約25kgになる。

なぜ重い塩を納税品に選んだのかは、消費地と生産地の塩の価格差に起因すると考えられる。国立民俗博物館の物価データベースによればその差は3~5倍あり、苦勞して運ぶだけの価値はあった。

国	塩	稲	稲束/ 塩1斗	記述年
越前国	7斗	35束	5.0	732年
長門国	3.3斗	11.09束	3.4	737年
周防国	4斗	6.6束	1.7	738年
但馬国	2.83斗	28.3束	10.0	737年

4 運搬方法

(1) 陸上輸送

知多半島の東海市から平城京までは直線距離で100km余りあり、その内、伊勢湾を渡る分が25km程度ある。

輸送ルートは、伊勢湾を船で渡り、対岸の四日市付近に到着する。以降、陸路で亀山、伊賀を経て平城京に入る方法が取られていたと思われる。

時代は違うが「延喜式」の標準所要時間を参考にすると、往路5日、復路3日程度掛ったのではないかと推定される。他人に運んでもらうと1日1文が必要であり、物価データベースを使って運び賃を塩に換算すると、ほぼ2斗が別に必要になるため、自分

で運んだと思われる。

(2) 海上輸送

当時、既に紀伊半島を周回して難波に至る海路が開けていた。これは紀伊半島の幾つかの港の遺跡で証明ができる。

しかし、ルートの距離が400km以上に伸びることと、難波から小舟に積み替えて大和川を遡る際に「亀の瀬」の難所を越える必要があったことから、この時代の輸送ルートとして採用されていたかは疑わしい。

瀬戸内海の産地の場合、淀川を遡り木津川に入って奈良の北部木津から運び込む方法があり、こちらは距離は伸びるが難所が少ないので当初から利用された。

海上交通が普及し輸送コストが下がってくるに従い、海上輸送への切り替えが一般化したと思われる。

5 平城京での生活

同時代に相模国が京に貢調用の施設(調邸)を持っていたことが、土地の交換を行った東大寺文書で明らかになっている。

同様の施設を尾張国が持っていたかは資料が無いが、状況からみて有ったと考える方が妥当性が高い。その施設では、「貢調物の受け取り」「都での使役の斡旋」「宿泊施設の提供」などの他に、帰路に必要な食糧の確認(備蓄)など、行き倒れの防止策なども行なわれていた。

なお、宿泊施設の付近には市場の存在が確認されており、物を自由に買うことができたが、必要なお金については記録がない。

6 通説に対する疑問点

(1) 全ての納税者が納税物を都まで運んだのか

納税者は人口の1割以上に達し、仮に当時の人口が650万人とすると正丁だけで80万人が該当者になる。一方、平城京の人口は全体で5万人程度であったと推定されているが、そこに半年間に80万人が押し寄せることが可能であったか相当疑問が残る。

駿河国正税帳や但馬国正税帳などに運搬の専門人(運脚)の存在や、駄馬を扱う輸送業者などの

記録が残っており、遠隔地においては貢調物の一括納付、銀など流通可能な交換物資による納付などの可能性は高い。

(2) 貨幣はあまり使われなかったのか

和同開珎が発行された708年には貨幣で納めることを認めたが、厩金が横行して貨幣価値が下落してあまり使われていなかったとされている。

和同開珎の流通価格については諸説があるが、日本銀行の貨幣博物館の資料によると次のとおりである。

- ① 銅銭の重さは、最初は唐の開元通宝と同じ4gであったが、次第に軽くなり最後には3g程度になってしまった。
- ② 政府は銅銭1文=1日分の日当として流通させようとしたが普及せず偽造貨銭の横行を招いた。偽造を防ぐため760年以降に2度に亘り新貨銭の発行を試みたが、新銭を旧銭の10倍としたため事態を更に悪化させる原因になり、貨銭を鋳つぶして地金にしてしまうことまで発生した。

米1升の価格	年 代
銅銭 0.3文	708年
銅銭 5文	751~760年
銅銭 11文	761年
銅銭 30文	764年

- ③ 和同開珎（銀銭）は無文銀銭に対してほどほどの目方を持っていたので価格の下落はなかった。

銀銭については記述が少ないが、日本書紀の顕宗天皇二年（486年）十月の条に「稻斛銀銭一文」の字が見られることや、九州と大和を行き来するためには路銀の存在が不可欠であり、無文銀銭や中国貨幣など従来から流通していた通貨は依然として使われていた可能性は高い。

(3) 庸役や兵役への従事者数が過大ではないか

兵役の場合、正丁の4人に1人とすると20万人規模となる。装備は全て個人持ちとしても従事中の食費、帰郷時の路銀の支給などは中央政府の負担になる。種々の記述を寄せ集めてみると、九州を中心とした防人（3千人）、都の警護（3千人）、そのほか（3千人）程度であり、朝鮮半島の緊

張が緩和するにつれて更に減少したと考えられる。ただし、政府が一度決めた税制を免除するとは考えられないので何かの代替え負担（庸米、庸布）を強要したのではないか。庸役についても同様のことが言える。

(4) 雑徭への従事者

地方公共事業への駆り出しについても同様であり、相当量が米などでの提出に切り替えられた記録があり、地方の整備に使われず、政府にとって貴重な財源と化した可能性がある。

7 まとめ

律令制度の欠陥は中途半端な税制度を市場主義経済の上で施行したことにある。

地方の豪族は郡司に名前を変えて、依然、地方の土地を支配していた。

国税（膺、調）は人頭割りで、底辺の農民には重税だったが資産層では大半が金で片付くため大きな負担ではなかった。これが、「特産品の地場産業化」、「輸送船の大型化による輸送業者の登場」、「土地に縛られない三男、四男などによる使役（膺）の職業化」など、税制を逆手にとった事業をする新しい資産層を生むとともに、蓄えた財力を使った土地の開墾などにより私有地が発生し、律令制度の崩壊に繋がったと思われる。

ひろば

私が投げかける問題 その3

名古屋市 石田敬一

紀元前2500年から紀元前1000年頃の中国の皇帝は長生きであったと示される文献があります。

『論仏骨表』は、中国唐代の文人である韓愈（768~824年）が、国家安泰を得るといふ仏舎利の伝承を信じた憲宗（唐の第14代皇帝、778~820年）を諫めるための上表文です。韓愈は仏教伝来以前には皇帝は長生きだったが、仏教信仰が篤くなった宋以降は皇帝の在位や寿命が短くなっているため、仏に仕えることで長命は得られないと皇帝を諫めているのです。

『論仏骨表』の中で、韓愈が示した皇帝の在位や崩御年齢は次表のとおりです。

皇帝	在位	崩御年齢	参 考
黄帝	百年	百十歳	五帝最初の帝 B. C2510~2448年
少昊	八十年	百歳	五帝、黄帝の子
顓頊	七十九年	九十八歳	五帝、名は高陽
帝嚳	七十年	百五歳	五帝、名は高辛
帝堯	九十八年	百十八歳	五帝に入れない 場合もある
帝舜	—	百歳	五帝
禹	—	百歳	
湯王	—	百歳	殷王朝初代の王 紀元前18世紀頃
中宗	七十五年	—	
武丁	五十九年	百歳以上	
文王	—	九十七歳	周朝の始祖の父 B. C1152~1056年
武王	—	九十三歳	
穆王	百年	—	

黄帝の実年齢は、紀元前2510年～紀元前2448年の62歳とされる一方で、韓愈は黄帝の在位は100年で崩御年齢は110歳とします。在位年数も年齢もありえない数字であり、110歳の年齢は62歳の2倍近くになっています。これは、年暦が2倍で、かつまた暦に連動し1年で2歳の年齢を数える「**二倍年暦**」を示していると思われます。

これに対して、周の始祖文王は、紀元前1152年から紀元前1056年の96年間生存していたとされ、韓愈も崩御年齢は97歳とされます。百歳近くまで長生きであった可能性はほぼあり得ません。これは1年で2歳の年齢を数える「**2倍年齢**」を普通年齢と思い込み、生存年数を逆算しているのではないかと思います。

というのも、周朝は約800年の間に39代の王があり平均在位年数は約20年です。安本美典氏は5～8世紀の西洋や中国の王の平均在位年数は、ほぼ11年で古くなるにつれ短くなる傾向があるので、1～4世紀の天皇の平均在位年数は9～10年程度であろうとしています。この安本説は、データの取り方が作為的で大いに問題があります。実在が確実とされる15代応神から25代武烈では、平均在位年数は20年程度になります。この天皇の場合と同様に周朝は先述のとおり約20年であり、5～8世紀の西洋の11年に比べ概ね2倍になっており「**2倍年齢**」を示唆するように思います。

また、朝鮮半島の国々、たとえば、高句麗では約700年間に28代の王があり、その平均在位年数は約25年となり、百濟では約680年に31代の王で約22年となります。倭國を始め朝鮮半島の国々も、古代中国と同じように「**2倍年齢**」の時期があった可能性があります。

古代中国の在位年数や長寿の年齢について、どのように説明されますか？

前回の例会の内容

■「東鯤人」を考える

一宮市 竹嶋正雄

東鯤人は銅鐸圏の人とされているが、『後漢書』倭伝の記事を検討すると鹿児島錦江湾周辺の人達であって、自らを「ト。ジェ」と呼んでいたのを、前漢呉地の役人がその習俗から「東鯤」の文字を充てた。この東鯤人は、九州王朝及び近畿政権からは「隼人」と呼ばれ、その名を消したと考える。

■九州古代史探訪旅行 その2

安城市 山田 裕

九州の古代史に関わる旅行を通じて得られた現地情報等から古代史の謎や疑問に挑んだ。その2では、住吉神社が祀る神には、「ツヌガアラシトこと自称神武天皇、亦の名を贈崇神天皇」と「住吉大神こと底筒男命、亦の名を開花天皇」の2系統が認められるとした。

■古代逸年号掲載文献(大系・全集) 一覧

瀬戸市 林 伸禧

神道大系、史籍集覧、群書類従、大日本地誌大系、大日本仏教全書、日本大蔵経に掲載された古代逸年号に関する文献を一覧にし、あいうえお順に整理するとともにブロック別に状況を示した。

例会の予定など

■ 今月の例会

- (1) 日時 2月19日(日) 13:30~17:00
- (2) 場所
名古屋市市政資料館 第2集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- (3) 参加料 500円 (会員は不要)
- (4) 交通機関
・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
・市バス「清水口」、南西徒歩8分
・市バス「市役所」、東徒歩8分
- (5) 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

■ 来月以降の例会日 3月12日、4月9日

■ 次の会報誌の投稿締切り

2月28日(火)

11ポイントでべた打ちしてください。

投稿先：furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を**25部**用意ください。